

マイナンバーカードの紛失・再交付の手続き

マイナンバーカードを紛失したとき

マイナンバーカードを紛失した場合は、カードの悪用を防ぐため、[下記のコールセンターに連絡して、一時停止の手続き](#)を行ってください。

また、最寄りの[交番や警察署に遺失届](#)をご提出ください。

一時停止手続きのコールセンター

- マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 ※無料
- 個人番号カードコールセンター（ナビダイヤル） 0570-783-578 ※有料

※365日24時間対応しています。

一時停止後にカードを発見した場合

一時停止後、紛失したマイナンバーカードを発見した場合は、役場の窓口で一時停止解除の手続きを行ってください。

（場所）住民課 福祉環境係（窓口）

（時間）平日8時30分～17時15分

- ① 役場の窓口の下記を持参する
 - ・ マイナンバーカード
 - ・ 本人確認書類
- ② 一時停止解除届に必要な事項を記入し、解除完了

一時停止後、カードが見つからない場合

一時停止後、マイナンバーカードが見つからない場合は、役場の窓口で紛失・廃止届を提出してください。

【場 所】住民課 福祉環境係（窓口）

【時 間】平日8時30分～17時15分

① 役場の窓口で下記を持参する

- ・ 本人確認書類
 - ・ 遺失届を出した警察署の連絡先と遺失届受理番号
- （※カードの再交付を希望する場合）

② 紛失・廃止届に必要事項を記入し、完了

※カードの再交付を希望する場合は、再交付の手続きが必要です。

マイナンバーカードの再交付

マイナンバーカードを紛失した場合や、破損・焼失などで使用できなくなった場合は、マイナンバーカードの再交付の申請をすることができます。原則、有料です。

【場 所】住民課 福祉環境係（窓口）

【時 間】平日8時30分～17時15分

① 役場の窓口で下記を持参する

- ・ 本人確認書類
- ・ 遺失届を出した警察署の連絡先と遺失届受理番号

② 再交付申請書に記入し、役場で写真を撮り、申請完了

マイナンバーカード（再交付）の受取

再交付申請してから約1カ月後、**交付通知はがき**が自宅に届きますので、申請者が次の必要な物を持参して受け取ってください。**再交付には手数料がかかります。**

【場 所】住民課 福祉環境係（窓口）

【時 間】平日8時30分～17時15分

【必要な物】

- ・本人確認書類（運転免許証など）
- ・交付通知はがき

【再交付手数料】

1,000円（カード再交付手数料 800円、電子証明書再交付 200円）

※電子証明書を搭載しない場合は、再交付手数料は800円です。

お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

住民課 福祉環境係 ☎ 0947-62-3000（代表）